

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別な理由による保険料減免の再申請	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例施行規則第15条第2項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	特別な理由において保険料の減免を受ける者が、年度を超えて保険料の減免を受けようとするときは、新年度の初めに改めて申請を行わなければならない。	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	